

# 川西市耐震改修促進計画(資料編)

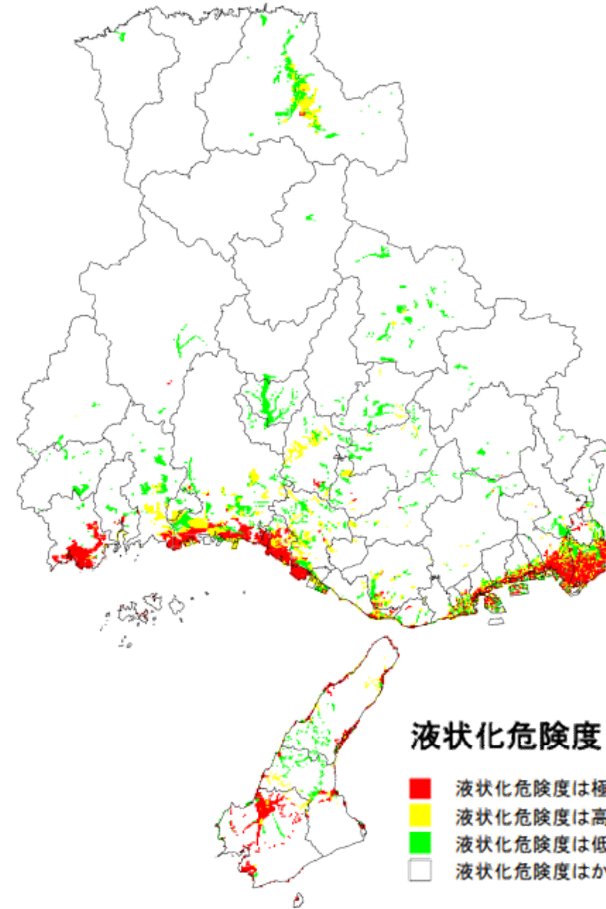
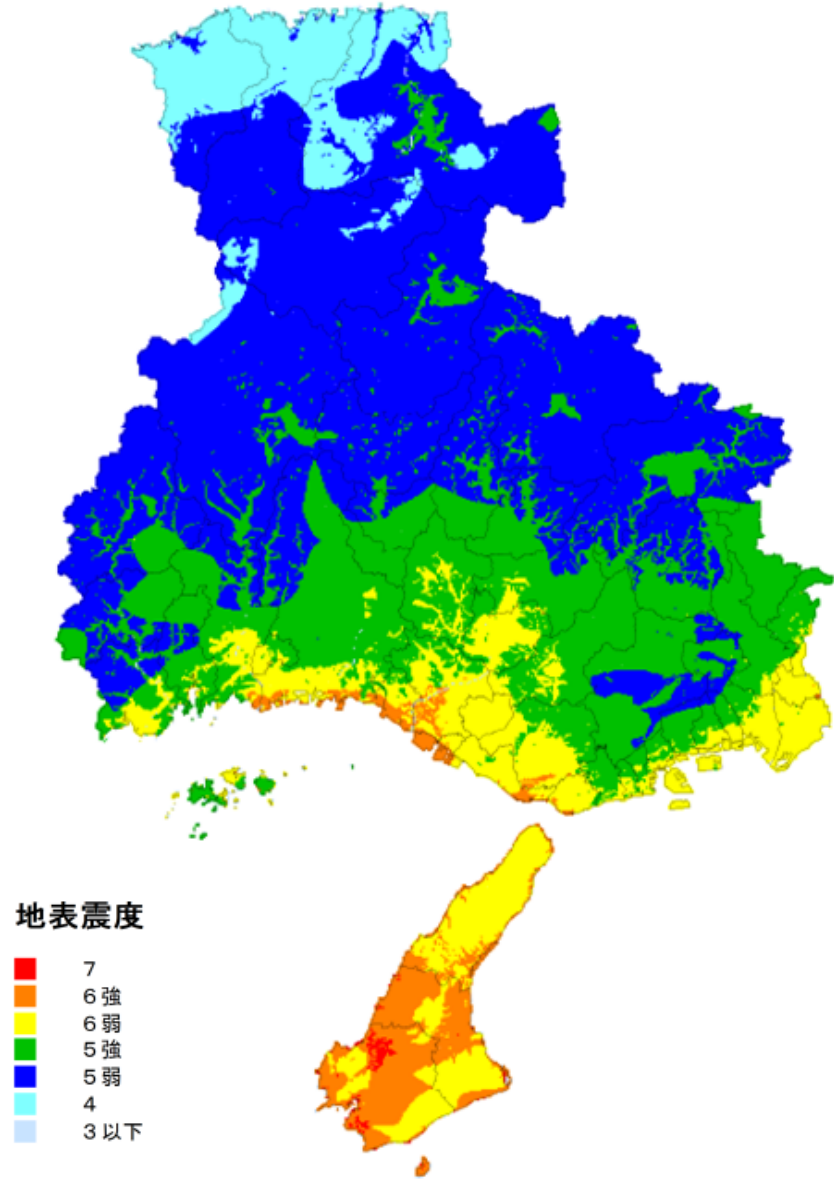
令和8年3月改定案

# 目次

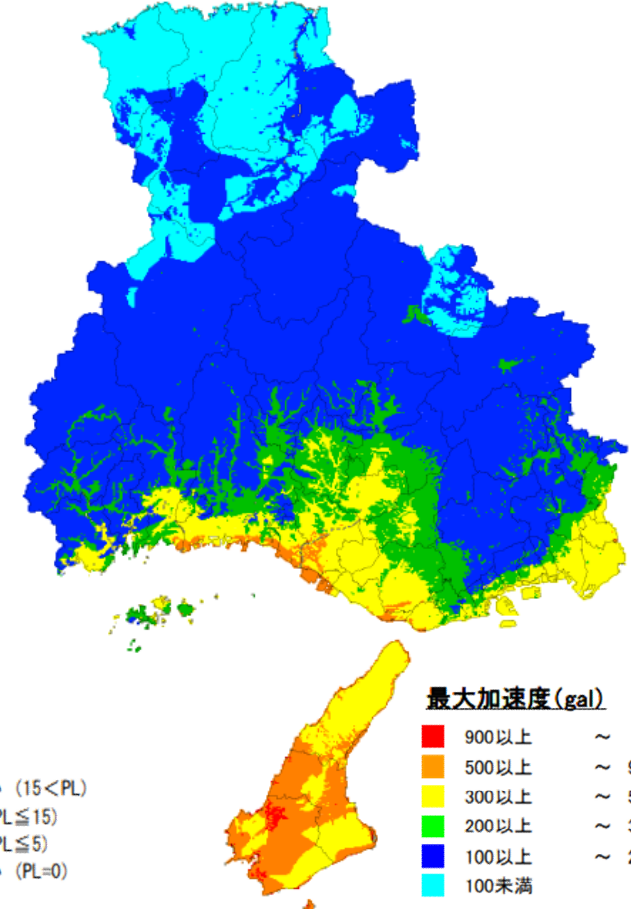
<b>1</b>	<b>地震動予測結果による震度分布図</b>	<b>2</b>
<b>2</b>	<b>耐震化率関係データ</b>	<b>5</b>
	2-1 住宅	
	2-2 多数利用建築物	
<b>3</b>	<b>評価指標</b>	<b>7</b>
<b>4</b>	<b>主要事業の概要（令和7年度時点）</b>	<b>8</b>
<b>5</b>	<b>用語集</b>	<b>11</b>

# 1 地震動予測結果による震度分布図

南海トラフ地震



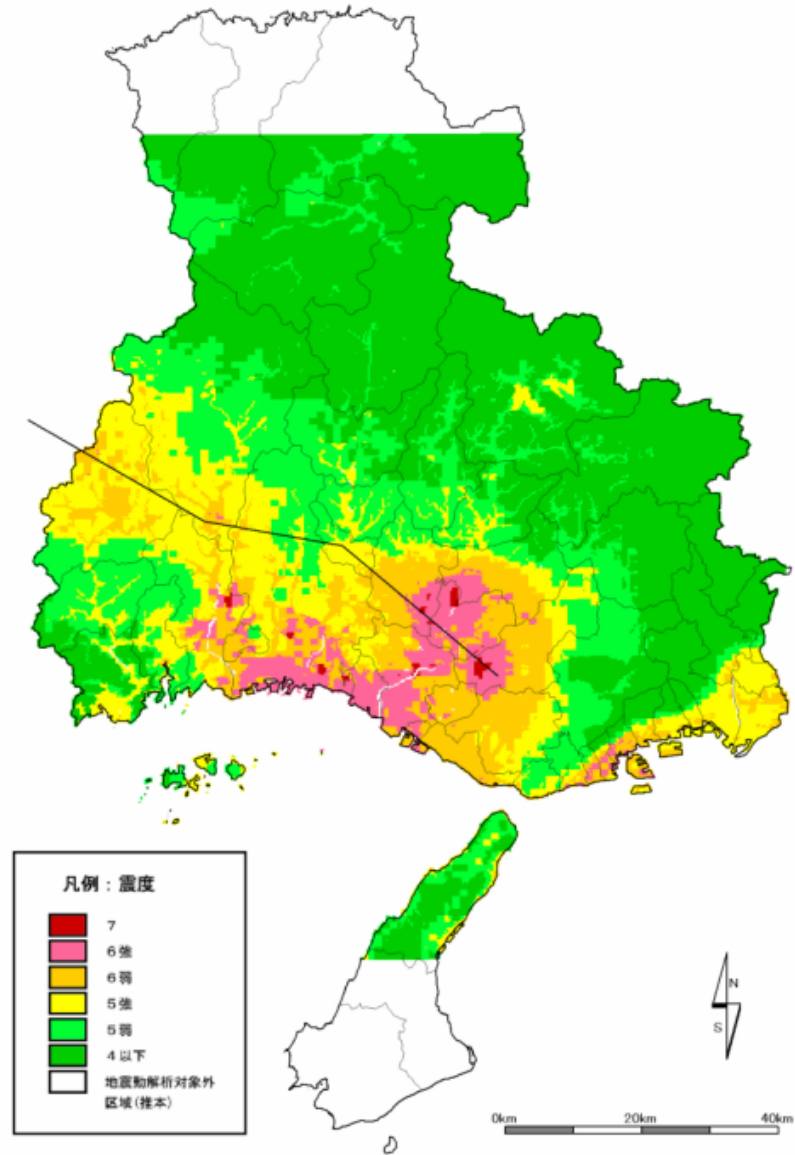
(参考)液状化危険度分布



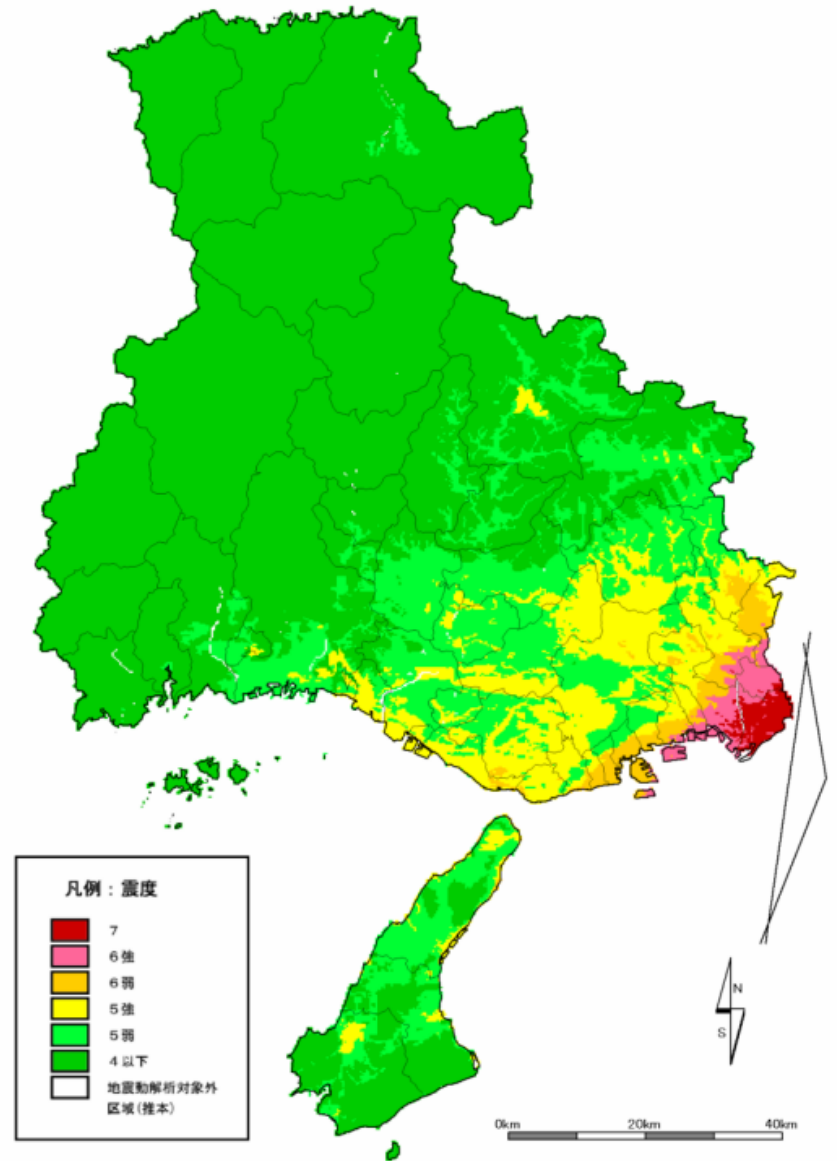
(参考)揺れの最大加速度PGA (gal)分布図

# 1 地震動予測結果による震度分布図

山崎断層帯地震

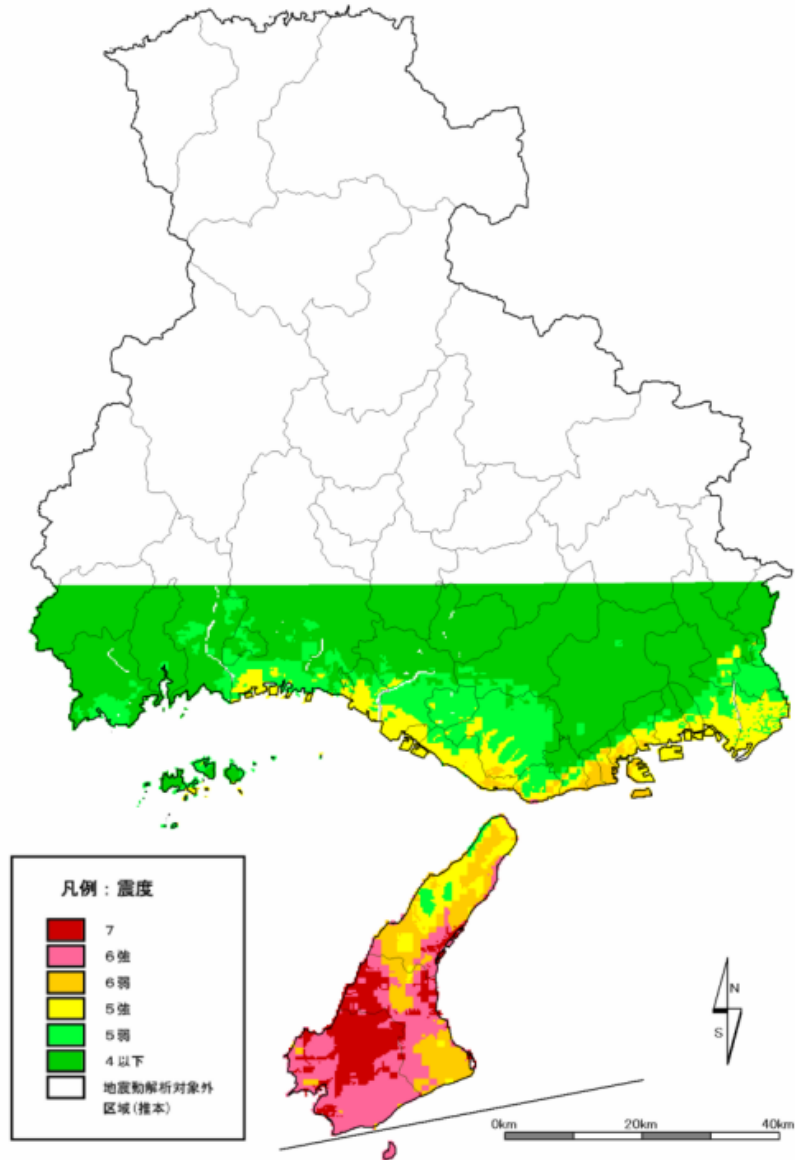


上町断層帯地震

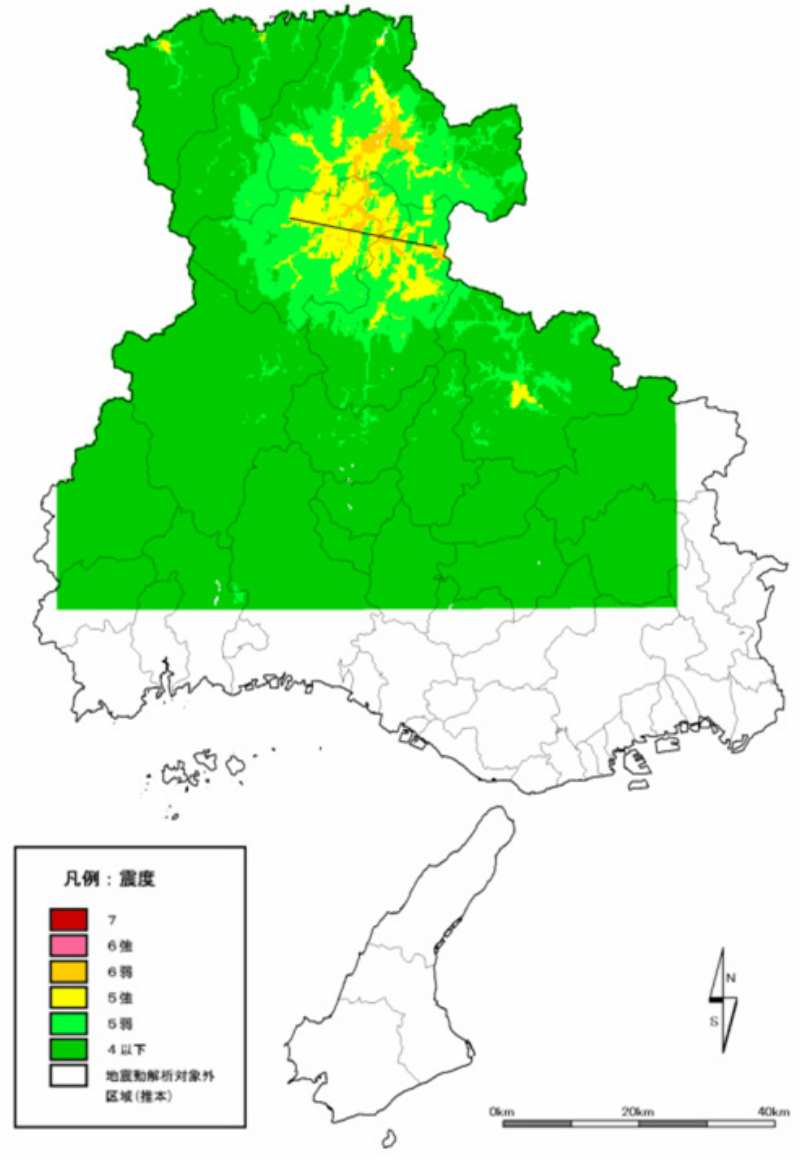


# 1 地震動予測結果による震度分布図

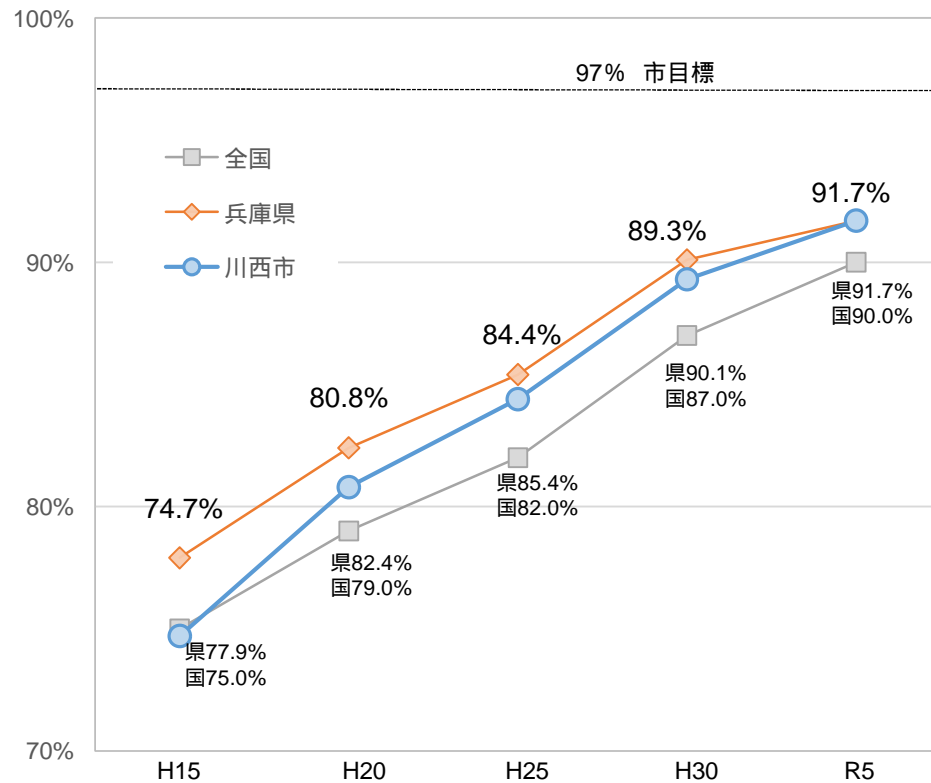
中央構造線断層帯地震



養父断層帯地震



## 2-1 耐震化率関係データ(住宅)

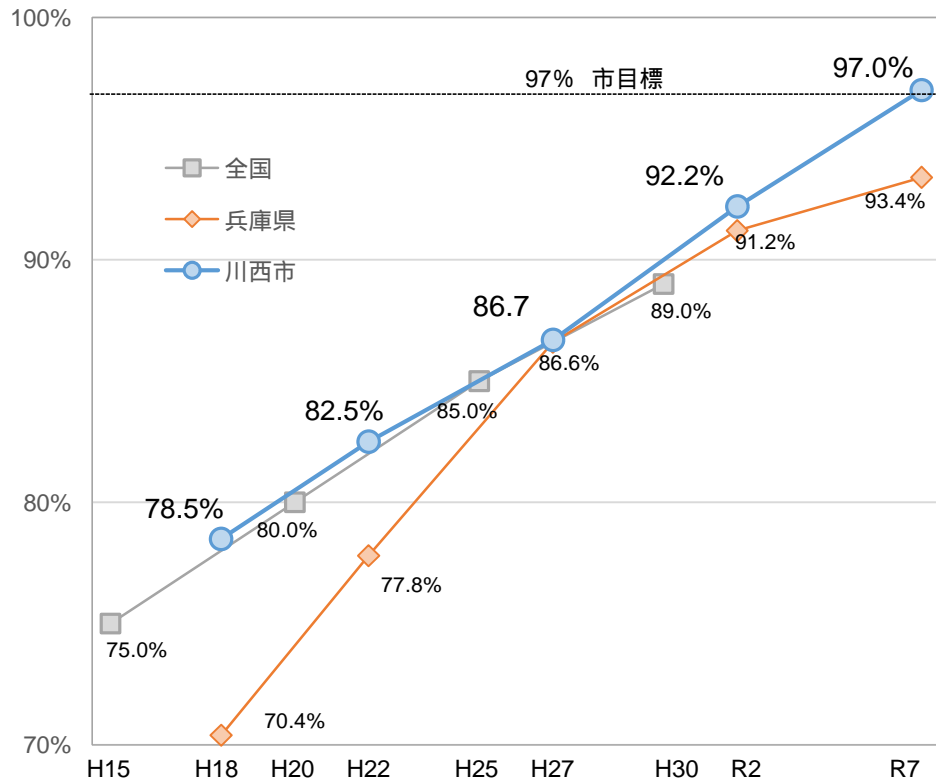


川西市・兵庫県・全国の住宅耐震化率の比較  
(住宅・土地統計調査による兵庫県推計値)

	H 2 5	H 3 0	R 5
総戸数	約64,500戸	約62,340戸	約63,640戸
耐震性あり	約54,450戸	約55,690戸	約58,390戸
耐震性なし	約10,050戸	約6,650戸	約5,250戸
耐震化率推計値	84.4%	89.3%	91.7%

川西市の住宅棟数の推移  
(住宅・土地統計調査による兵庫県推計値)

## 2-2 耐震化率関係データ(多数利用建築物)



川西市・兵庫県・全国の多数利用建築物耐震化率の比較

区分	H27			R2			R7		
	建築物総数		耐震化率	建築物総数		耐震化率	建築物総数		耐震化率
	耐震性なし			耐震性なし			耐震性なし		
庁舎	5	2	60.00%	4	1	75.00%	4	0	100.00%
学校・病院・福祉施設	77	7	90.90%	87	2	97.70%	85	1	98.82%
その他	117	25	78.63%	111	15	86.48%	111	6	94.59%
大規模多数利用	-	4	-	-	2	-	-	0	-
中規模多数利用	-	2	-	-	1	-	-	0	-
小規模多数利用	-	19	-	-	12	-	-	6	-
賃貸住宅	131	10	92.36%	130	8	93.84%	135	3	97.78%
合計	330	44	86.66%	332	26	92.16%	335	10	97.01%

川西市の多数利用建築物棟数の推移

### 3 評価指標

【設定方針】 施策の進捗状況を定量的に評価するため、施策の区分ごとに指標を設定

#### 住宅に関する指標

1 普及啓発	
旧耐震基準住宅リストの整備	R10までに作成
居住者等を対象とした説明会・相談会の実施	年2回開催
ダイレクトメール、ポスティング等によるプッシュ型意識啓発	750件/年（R10年度以降）

2 住宅の耐震化促進支援策	
簡易耐震診断推進事業の実施戸数	50戸/年
ひょうご住まいの耐震化促進事業における改修工事費補助等の実施戸数	15戸/年

#### 多数利用建築物に関する指標

1 多数利用建築物の耐震化促進支援策	
小規模多数利用建築物耐震化助成事業における耐震診断の補助棟数	2棟（R17）

2 意識啓発・環境整備	
全所有者へのアプローチ回数	送付1回/年、訪問1回/2年
相談体制の整備	アドバイザー派遣2回

## 4 主要事業の概要(令和7年度時点)

### 川西市が行う主な補助事業

#### 簡易耐震診断推進事業

旧耐震基準住宅の所有者の求めに応じて、市町が専門家を派遣して調査・診断を行い、その結果を所有者に報告する事業に要する費用の一部を補助

【補助基本額等】戸建住宅 31.5又は63.5千円、共同住宅 63.5～321千円/棟

【負担割合】国1/2、県1/4、市1/4

#### ひょうご住まいの耐震化促進事業

##### ア 住宅耐震改修計画策定費補助

旧耐震基準住宅の耐震改修計画の策定(補強設計及び工事見積書の作成)とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助

【補助率等】戸建住宅:2/3(限度額20万円)  
その他共同住宅:2/3(限度額12万円/戸)  
マンション:2/3 m<sup>2</sup>単価の範囲内

【負担割合】戸建住宅・その他共同住宅:県1/2、市1/2

マンション:国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、  
県11.25%、市11.25%

##### イ 住宅耐震改修工事費補助

旧耐震基準住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助

【補助率等】戸建住宅:4/5(限度額100万円)  
その他共同住宅:4/5(限度額40万円/戸)  
マンション:1/2(限度額25,100円/m<sup>2</sup>) 絶対限度額あり

【負担割合】戸建住宅・その他共同住宅:国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、  
県11.25%、市11.25%

マンション:国51.66%(特別交付税相当額18.33%含む)、  
県24.17%、市24.17%

##### ウ 簡易耐震改修工事費補助

評点0.7未満の旧耐震基準住宅の耐震診断、改修計画、改修工事に要する費用の一部を補助(評点が0.7以上1.0未満となる工事)

【補助率等】戸建住宅:4/5(限度額50万円)  
その他共同住宅:4/5(限度額20万円/戸)  
マンション:1/2(限度額12,550円/m<sup>2</sup>) 絶対限度額あり

【負担割合】国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、  
県11.25%、市11.25%

##### エ シェルター型工事費補助

旧耐震基準住宅について、家屋が倒壊しても一定の空間を確保できる耐震シェルトアの設置に要する費用の一部を補助

【補助額等】一般:定額50万円  
高齢者世帯:定額75万円

【負担割合】国1/2、県1/4、市1/4

##### オ 屋根軽量化工事費補助

旧耐震基準住宅(評点0.4以上1.0未満)について、屋根を軽量化する工事に要する費用の一部を補助(評点0.7相当になる屋根軽量化工事も対象)

【補助率等】戸建住宅:定額50万円  
その他共同住宅:1/2(限度額20万円/戸)  
マンション:1/2(限度額12,550円/m<sup>2</sup>) 絶対限度額あり

【負担割合】国1/2、県1/4、市1/4

## 4 主要事業の概要(令和7年度時点)

### カ 建替工事費補助

旧耐震基準住宅の建替工事に要する費用の一部を補助

【補助率等】戸建住宅:4/5(限度額100万円)  
その他共同住宅:4/5(限度額40万円/戸)  
マンション:1/2(限度額25,100円/m<sup>2</sup>) 絶対限度額あり

【負担割合】戸建住宅等:国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)  
県11.25%、市11.25%  
マンション:国51.66%(特別交付税相当額18.33%含む)  
県24.17%、市24.17%

### 防災ベッド等設置助成事業

旧耐震基準住宅内への防災ベッド等の設置に要する費用の一部を補助

【補助額等】定額10万円  
【負担割合】国1/2、県1/4、市1/4

### 小規模多数利用建築物耐震診断助成事業

小規模多数利用建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】m<sup>2</sup>単価の範囲内かつ用途に応じた絶対限度額以内  
【負担割合】国1/3、県1/6、市1/6、所有者1/3

### 住宅・建築物土砂災害対策支援事業

土砂災害特別警戒区域内等の住宅の防護壁等整備・移転又は建築物(ホテル・旅館)の防護壁等整備に要する費用の一部を補助

【補助率等】防護壁等整備支援:1/2  
(限度額:住宅750千円(地形等により必要と認める場合は1,500千円)  
ホテル・旅館4,500千円)  
移転支援(除却):10/10  
(限度額:除却に要する費用:m<sup>2</sup>上限額  
その他除却等に要する費用(動産移転費等):975千円/戸)  
移転支援(建設・購入):10/10(限度額6,210千円)

【負担割合】国1/2、県1/4、市1/4(地方単独上乗せ補助分:県1/2、市町1/2)

## 4 主要事業の概要(令和7年度時点)

### 国や県が行う主な補助事業

#### 私立学校施設の耐震化

旧耐震基準の私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】耐震改修：400万円以上 耐震改築：下限・上限なし

【負担割合】Is値0.3未満 国1/2、県1/6、学校法人1/3  
Is値0.3以上 国1/3、県1/6、学校法人1/2

#### 医療施設の耐震化

医療施設の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額(主なもの)】Is値0.4未満 2,300㎡×399,800円  
Is値0.4以上 2,300㎡×84,100円

【負担割合】国1/2、事業者1/2

#### 社会福祉施設等の耐震化

旧耐震基準の社会福祉施設又は児童福祉施設等の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】用途や整備内容による補助単価の範囲内

【負担割合】国1/2、県1/4、事業者1/4 等

#### 高齢者福祉施設等の耐震化

地震防災対策上倒壊等の危険性のある高齢者福祉施設(政令・中核市を除く定員30人以上の特別養護老人ホーム等)の耐震化に要する費用の一部を補助(別途介護施設等の創設等の要件あり)

【補助額等】定額(1,400千円×利用定員)

## 5 用語集

【あ行】

### ● 命を守る改修

多額の費用を要することを理由に、耐震改修工事の実施を躊躇する居住者等への対応として、居住者の命を守るために、必要最低限で耐震改修をすること。目標とする評点を0.7とする改修や、建築物の一部だけを強固にする方法等がある。耐震改修工事に係る補助事業のうち、簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事、シェルター型工事のメニューが該当する。

### ● 一般診断法

耐震改修等の必要性を判定することを目的に、原則として、内装材や外装材を剥がさずに調査する方法。必ずしも改修を前提としない診断方法のこと。

【か行】

### ● 簡易診断法

一般社団法人兵庫県建築士事務所協会による「簡易耐震診断推進事業 耐震診断マニュアル」に基づく診断方法。簡単な非破壊調査(図面、計測、目視、聞き取りなど)を行い、地盤、基礎、建物形状、老朽化、柱や壁の耐震要素の量や配置等の少ない情報をもとに耐震性に対する評点を求め、安全性を判断する診断方法のこと。

### ● 簡易耐震改修工事

兵庫県の補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」における、補助対象として定められている改修工事の一つ。耐震診断の結果、評点が0.7未満であった住宅を、評点が0.7以上1.0未満となるように改修する工事のこと。

### ● 簡易耐震診断推進事業

建物の地震に対する強さを簡易な方法で計算するもので、図面を参考に現場調査を行い、建物が建っている地盤の状況や基礎、壁の量や配置、建物の老朽度などを調査する。一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、簡易耐震診断員としての認定を受け実施する。

### ● 旧耐震基準

住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められおり、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は1981年(昭和56年)の建築基準法の改正によるもので「新耐震基準」と呼ばれており、それ以前の耐震基準を「旧耐震基準」と呼ぶ。新耐震基準では、中程度の地震に対しては建築物に被害が起こらないことを、強い地震に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内又は周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

### ● 緊急輸送道路

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」という。)第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物(耐促法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。)の耐震化の促進を図る必要のある道路のこと。

### ● 草の根意識啓発

出前講座や相談会、ポスティングや個別訪問等、住まい手に確かに伝わる働きかけによる住宅耐震に関する意識啓発活動のこと。プッシュ型意識啓発のこと。

### ● 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐促法)

平成7年10月27日公布、同年12月27日施行。阪神・淡路大震災の教訓から、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として制定された。

【さ行】

### ● 指示対象路線

耐促法第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物(耐促法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。)の耐震化の促進を図る必要のある道路。所管行政庁は、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、対象となる沿道の建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

### ● 事業者

建築士事務所や施工業者など住宅や建築物の耐震化について専門知識を有する企業、団体等のこと。

### ● 住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

### ● 所管行政庁

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

## 5 用語集

### ● 精密診断法

改修の必要性が高いものについて、部材やそれらの接合部等に関するより詳細な情報に基づき、改修の必要性の最終的な判断を行うことを目的とした診断方法のこと。

【た行】

### ● 耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。

### ● 耐震改修促進計画

都道府県は、国の基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものとし、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものとしてされている。

### ● 耐震シェルター

家屋が倒壊しても一定の空間を確保できるシェルターのこと。耐震シェルターを設置した部屋は倒壊せず命を守ることができる可能性が高い。

### ● 耐震診断

地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。耐震診断法として、簡易診断法、一般診断法、精密診断法がある。

### ● 耐震性能検証法

新耐震基準導入以降の木造住宅を対象とした効率的な耐震診断方法のこと。「平成28年（2016年）熊本地震」において、2000年5月31日以前に新耐震基準に基づいて建築された住宅の接合部等の状況確認が推奨されたことを受け、効率的な耐震診断方法の検討が求められた。

### ● 代理受領制度

申請者からの委任で事業者（耐震改修計画策定や耐震改修工事等を行う業者）が申請者の代わりに補助金を受領する制度のこと。申請者は、工事代金と補助金との差額のみを事業者に支払うことになり、当初の費用負担が軽減される。

### ● 多数利用建築物

耐促法第14条第1号に掲げる建築物のこと。多数利用建築物のうち、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物を「大規模多数利用建築物」、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（中規模多数利用建築物を除く。）を「小規模多数利用建築物」と呼ぶ。

< 多数利用建築物の用途・規模 >

（用途）学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

（規模）大規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数3以上かつ5,000㎡以上  
中規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数3以上かつ2,000㎡以上  
小規模多数利用建築物：一部の用途を除き、階数3以上かつ1,000㎡以上

### ● 中規模避難施設

中規模多数利用建築物のうち、被災後の避難生活者を受け入れることができるホテル・旅館等（宿泊機能及び食事提供機能を持ち、避難者等の長期間の滞在が可能なものに限る。）であって、災害時に避難所として活用することについて、県又は市町と協定を締結している又は締結する見込みであるものこと。

### ● 超高層建築物等

高さが60mを超える建築物及び地階を除く階数が3を超える免震建築物のこと。これらの建築物は、長周期地震動に共振して大きく揺れることが懸念されている。

### ● 長周期地震動

ゆっくりとした揺れが非常に長く続く特色がある、揺れの周期が長い（2.3～20秒）波を多く含む地震動のこと。超高層建築物の有する固有の振動数と一致すると大きな振動が発生する。

### ● 低コスト工法

既存住宅を耐震改修する際の専用の工事工法のこと。工法は、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の専門委員会によって評価されている。一般工法は、新築時の耐震性能確保と同様の工法であり、高価な改修工事となる場合が多い。

### ● 特定行政庁

建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

## 【な行】

### ● 内陸活断層地震

地下の岩盤にある活断層がずれることにより発生する地震のこと。

### ● 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震とは、日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震のこと。南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000メートル級の海底の溝(トラフ)で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。総延長は約770キロメートル。「トラフ」は「舟状海盆」と訳され舟底のようなくぼ地を意味し、水深6,000メートル以上に達する海溝と区別される。

## 【は行】

### ● 被災建築物応急危険度判定

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定する制度のこと。

### ● 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)

災害後の速やかな住宅再建を支援するため、住宅所有者が平時から負担金を持ち寄って備えることで、自然災害で被害を受けた住宅を再建する際に給付を受けられる「助け合い」の制度のこと。

### ● 兵庫県地域防災計画

昭和38年作成。災害対策基本法に基づき、地震や風水害等の災害の予防や災害が発生した場合の応急対策・復旧対策を行うため、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画のこと。

### ● 評点

耐震診断に基づく、建物の耐震性を示す数値のこと。一般診断法に準じた方法による評点は、上部構造評点(各階・各方向(X・Y方向)において、必要な耐力に占める実際に保有している耐力の割合に相当する値)に、劣化度による係数を乗じて算出する。評点1.0は、現行の建築基準法で定められている耐震基準を表している。評点が1.0を超える場合は耐震基準を上回り、1.0より小さい場合は耐震基準を下回り安全性が低いとされる。

### ● 部分型改修工事

多額の費用を要することを理由に、耐震改修工事の実施を躊躇する居住者等への対応として、居住者の命を守るために、必要最低限で耐震改修をする補助メニューのこと。耐震改修工事に係る補助事業のうち、簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事、シェルター型工事のメニューが該当する。

### ● プッシュ型意識啓発

出前講座や相談会、ポスティングや個別訪問等、住まい手に確かに伝わる働きかけによる耐震に関する意識啓発活動のこと。第2期計画における草の根意識啓発のこと。

### ● 防災拠点建築物

耐促法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物のこと。大地震後に防災拠点として機能することが期待されている建築物。これまでの大地震において、倒壊・崩壊には至らなかったものの、構造躯体の部分的な損傷、非構造部材の落下等により機能継続できなかった事例が存在しているため、より耐震性の確保が求められている。

### ● 防災ベッド

就寝時に地震に見舞われたときに身を守ることができる装置として開発されたベッドのこと。安価で設置に時間がかからないことが特徴。

## 【や行】

### ● 要安全確認計画記載建築物

法第7条に規定する、都道府県又は市町が指定する旧耐震基準で建築された通行障害建築物(地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物)、都道府県が指定する旧耐震基準で建築された防災拠点建築物のこと。

### ● 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条第1項に規定する、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物のこと。不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵所等が該当する。